# 少年事件の実名・顔写真報道に関する意見書

２００７年１１月２１日
日 本 弁 護 士 連 合 会

## 第１．意見の趣旨

少年事件報道においては，少年法６１条の定める少年事件の実名報道等の禁止を維持し，犯罪減少に向けた寛容と配慮の精神を維持することが，少年の成長発達権やプライバシー権の観点から必要であるばかりでなく，非行を犯した少年の更生への意欲を高め，新たな被害の発生を防止するという公共の福祉にとっても有益である。匿名報道の要請は，加害少年が死亡した場合や死刑判決が確定した場合についても認められるべきである。マス・メディアは，いま一度，その使命である公共情報の提供という観点から，少年事件の実名報道等にどれほどの意味があるか問い直した上で，子どもの成長発達権やプライバシー権を尊重するとともに，模倣による少年非行の伝播をくい止めるようとする少年法６１条の趣旨と目的を確認・尊重し，匿名報道の原則を厳守すべきである。

## 第２．意見の理由

### １．はじめに

少年法６１条は，「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については，氏名，年齢，職業，住居，容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と定め，少年事件をおこした少年の実名報道等を禁止している。

少年の実名報道等に関しては，これまで，「神戸児童連続殺傷事件」（１９９７年）につき，一部の週刊誌が少年の顔写真を掲載するなどして大きな社会問題となったほか，「堺通り魔殺人事件」（１９９８年）や「長良川リンチ殺人事件」（１９９４年）をめぐっては，異なる見解に立つ高等裁判所判決が出されるなどした。後者については，後に最高裁判所の判断が出されたが，当該報道が実名と類似する仮名を使用していたことなどから，少年法６１条に違反するものではないとして，同条の趣旨について明白な判断は示されなかった。そして，２００６年におきた山口県の工業高等専門学校における事件については，一部の週刊誌が指名手配された少年の実名と顔写真を掲載し，さらに，少年の死亡後には，一部のテレビや新聞，

週刊誌が実名報道をした。

このような実名報道の動きに関し，当連合会は，これまでも会長声明をもって少年法の精神を遵守して少年及び関係者の人権を侵害することのないよう報道機関に要請してきたところであり（１９９７年7月2日，１９９８年2月１９日など），また，「改正」少年法・５年後見直しに関する意見書（２００６年3月１６日）において，未だ成熟した判断能力を持たない少年時代に犯した犯罪について，立ち直り，社会復帰を保障する必要性を重視した少年法６１条を現行のまま維持することを求めてきた。さらに，当連合会は，山口県の工業高等専門学校における事件に関する報道については，実名報道をしなければならない社会的必要性が存しないことを指摘し，これを機会に少年事件報道のあり方と表現の自由の保障のあり方についての議論が深まり，さらに，少年法の理念への理解が深まることを期待する旨の会長談話を発表した（２００６年9月１４日）。

しかるに，近時，重大な少年事件については，少年法６１条を「改正」して加害少年の実名・顔写真を報道できるようにすべきとの声が出ており，さらには，マス・メディアの中からも，日本新聞協会が実名報道の重要性を指摘する意見を出すなどの動きがあり，加害少年が死亡した場合や死刑判決が確定した場合は実名報道を認めるべきである等の声も出ている。

そこで，当連合会は，少年の実名報道等のあり方について，少年法６１条の遵守とその理念の定着を求め，また，議論を深めるために，最近のマス・メディアの見解を含め，いくつかの見解に関しどのように考えるべきかについて，意見を述べる。

## ２．少年法６１条の趣旨

少年法６１条は，少年事件をおこした少年の実名報道等を禁止している。

憲法１３条は個人の尊重及び幸福追求権をうたっており，プライバシー権を保障するものであるが，子どもは，プライバシー権とともに，成長発達権の主体としても尊重されなければならない。子どもの権利条約６条はすべての子どもに生命への固有の権利を認め，生存及び発達を可能な限り最大限に確保するとしているし，同条約１６条はいかなる子どももプライバシー等を恣意的にまたは不法に干渉されず，かつ名誉及び信用を不法に攻撃されないとしている。少年の健全育成を期するという少年法の目的（同法１条）は，このような子どもの成長発達権を保障するという趣旨に沿って理解されるべきものであり，少年法６１条は，そのために，未だ成熟した判断能力をもたない少年時代におこした事件について，少年の実名報道等を禁止し，少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護することによって，少年の立ち直り，更生を図ろうとするものである。

国際人権自由権規約１４条４項は，少年の場合には，手続は，その年齢及びその更生の促進が望ましいことを考慮したものとすると定め，同規約

２４条１項は，少年は未成年者としての地位に必要とされる保護の措置についての権利を有すると定めている。

また，子どもの権利条約４０条１項は，刑法を犯したと申し立てられた子どもたちが，社会に復帰し，社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認め，同条２項(b)(vii)は，刑法を犯したとされた子どもに対する手続の全ての段階における子どものプライバシーの尊重を保障している。少年司法運営に関する国連最低基準規則（いわゆるペキンルールズ）８条も，少年のプライバシーの権利は，不当な公表やラベリングによって少年が害されることを避けるためにあらゆる段階で尊重されなければならず，原則として少年の特定に結びつきうるいかなる情報も公表してはならないとしている。

刑事政策的視点からみても，少年事件をおこした少年の実名報道を制限することは，問題児とのレッテルを公表されることによって生ずる少年の挫折感および社会との軋轢を予防し，少年の立ち直りと再犯の防止に有益である。それとともに，少年がマス・メディアに大きく取り上げられることによって有名になる「悪のヒーロー化」を防止し，模倣による少年非行の伝播をくい止め，その結果，社会全体の犯罪が抑制され，新たな被害の発生を防止できる。このような公共の利益の視点からも，少年法６１条は定められている。

少年事件の対応にあたっての寛容と配慮の精神は，少年が成人になった途端になくしてよいというものではない。少年事件をおこした少年の匿名性は，その少年が成人になった後も維持することが，非行を犯した少年の更生への意欲を高め，新たな被害の発生を防止するという公共の福祉にとっても有益なのである。

## ３．少年非行が増加・凶悪化しているから非行少年の実名・顔写真を報道すべきであるとの見解について

(1)　近年，少年非行が増加・凶悪化している事実はなく，この見解は，その前提が誤っている。

ちなみに，統計上の少年非行の現状は，次のとおりである。

警察庁の「少年非行等の概要」によると，２００６年の刑法犯少年（１４歳以上２０歳未満）の検挙人数は１１万２８１７人で，２００３年の１４万４４０４人から，3年連続して減少している。少年凶悪犯（殺人，強盗，強姦，放火）の検挙人数をみても，２００６年は１１７０人で，２００３年の２２１２人から，３年連続で減少している。

また，同資料によると，刑法犯少年の検挙人員の人口比（同年齢層人口１０００人当たりの検挙人員）は，２００３年は１７．５人，２００４年は１６．８人，２００５年は１５．９人，２００６年は１４．８人と，ここ数年減り続けている。

加えて，２００５年版犯罪白書によると，日本の少年非行の人口比は，ドイツ，イギリス，フランス，アメリカと比べると極端に少ない。

つまり，日本の少年司法の運用の実績をみると，最近の少年非行の動向には顕著な変化がなく，国際的にみても効果的に機能していると評価できるのである。

(2) そもそも，少年法６１条は，少年事件をおこした少年の立ち直り支援と少年の模倣による非行の防止を目的とするものである。

少年事件をおこした少年の実名や顔写真を報道することで，少年非行を減少させたり，凶悪化を抑止したりする効果があるとはいえない。それどころか，少年の実名・顔写真報道は，少年の就学・就職に大きな障害となり，地域での居場所を失わせ，少年を暴力団等の犯罪集団に追いやることになりかねない。その結果，再非行や再犯が増加し，社会において犯罪が増加することにもなりかねない。

**４．少年の実名は少年事件の報道に不可欠であるとの見解について**

(1) 憲法２１条が定める表現の自由の重要性は，あらためていうまでもない。民主主義社会において重要なことは，その構成員が国家・社会の政策決定に参加するために必要な公共情報（public information）がいきわたっていることである。マス・メディアの表現・報道の自由は，まさにこの公共情報を提供して市民の「知る権利」に奉仕するために保障されるものである。民主主義社会における言論の自由は，国家の行政，立法を動かしているいわゆる多数派に対する少数派の人権として，その重要性が強調されてきた。憲法２１条が保障する報道の自由は，市民が国や地方公共団体の政策決定に参加する前提条件である「知る権利」に奉仕するものとして，その意義はきわめて高い。

他方で，民主主義社会の基本的価値は，個人の尊厳である。個人の平穏な生活とプライバシーは保障されなければならない。まさに，知る権利と個人の尊厳は，民主主義社会の車の両輪である。

この２つの憲法上の価値を調整する原理と基準が必要となる。その基準の一つとして重要なものは，「公人」と「私人」の区別である。すなわち，民主主義社会の基盤をなすものとしての表現・報道の自由は，行政や立法などの権力に対するチェックこそが真髄である。行政や立法などの権力行使を担っている人については，その適格性を市民がチェックする必要がある。その意味で，権力を行使する「公人」のプライバシー保護の範囲については，「私人」のそれよりも狭くなることは理の当然である。経済・文化などの社会の重要な部分を左右する力を持つ人も「公人」に含まれる。他方で，「私人」のプライバシーについては厚く保護され，報道の自由を根拠にして，みだりに侵害することは許されない。実名報道等にどれほどの意味があるかについては，公務員，成人一般，少年，被害者などについて一律に論じるこ

とはできず，各別に慎重な検討がなされるべきである。

少年は，その個別の社会的存在が極めて小さいことに照らすならば，典型的な「私人」であり，マス・メディアが個別の少年事件について少年の実名・顔写真を報道しなければならない公共的必要性が厳密に問われなければならない。

(2) 少年非行を防止するために何をなすべきかはきわめて重要な課題であり，その政策判断をするにあたり，少年非行が発生する背景や要因に関する情報は，市民に提供されるべき公共情報といえる。

しかしながら，事件をおこした少年の実名や顔写真は，少年非行に対処する政策決定に不可欠な公共情報とはいえない。少年の実名・顔写真を明示しなくとも，当該少年事件の背景・要因を明らかにすることはできる。

このことは，事件の重大性によっても変わらない。重大な事件であれば，加害少年の実名が重要になり，実名が出なければ，事件の背景・要因が明らかにならないということはない。「神戸事件A」という呼称であっても，同事件の背景・要因は明らかになってきているといえる。

少年事件における少年の氏名・顔写真等の人物特定情報は，名誉毀損等の免責事由たる「公共の利害に関する事実」にもあたらないのであって，実名報道は認められない。

少年事件の背景・要因を明らかにすれば，当該少年が具体的に特定されるのではないかとの反論がある。確かに，事件の背景や周辺事実を明らかにすれば少年の周囲にいる人にとっては少年が特定されるであろう。そもそも，マス・メディアに報道されなくとも，周囲の人は少年の実名を知っていることは十分にありうる。しかし，少年法６１条は，少年の周囲にいる人を超えた，マス・メディアの一般読者，一般視聴者に対して，少年の実名・顔写真等を公表することを禁じているものである。それは，マス・メディアによる情報の流通範囲の広範さ及びその報道内容が長期間保存されることによる当該少年の立ち直りなどにもたらす影響が，少年の周囲にいる人に少年が特定される影響とは質的に異なるからである。したがって，上記反論に与することはできない。

(3) なお，成人の事件を含む犯罪報道について，当連合会は，１９８７年１１月７日の第３０回人権擁護大会宣言において，マス・メディアに対し，原則匿名報道の実現に向けて，匿名の範囲を拡大することを求めた。さらに，当連合会は，１９９９年の第４２回人権擁護大会においても，同様の決議を行い，その理由中において，特に少年事件報道に関しては，市民の知る権利と少年の更生・社会復帰の権利の調整を図った少年法６１条の趣旨の尊重を求めている。

## ５．少年が死亡した場合や少年に対する死刑判決が確定した場合は実名報道を認めるべきであるとの見解について

(1)　少年法６１条の趣旨は，前記２．で述べたとおりである。少年法６１条は，事件の重大性の如何を問わず実名報道を禁じている。

少年事件の匿名報道について，少年が死亡した場合や死刑判決の場合は，凶悪な累犯が予想される場合などのように，例外的に実名報道をしなければならない社会的な利益もない。

加えて，少年の成長支援の観点からは，死刑判決が確定した後でも再審や恩赦制度があり，少年が社会に復帰する可能性は残っている。

(2)　また，少年の死亡後や死刑判決確定後に，実名・顔写真報道をする社会的な利益は存在しないことは，それ以外の場合と異ならない。

新聞協会の「少年法６１条の取り扱いの方針」（１９５８年１２月１６日）は，「①逃走中で，放火，殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合，②指名手配中の犯人捜査に協力する場合など，少年の保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合については，氏名，写真の掲載を認める例外例とすることを，新聞界の慣行として確立する。」としているが，この「方針」の当否はさておき，少年の死亡や死刑判決の確定によって，「少年の保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する」ことにならないことは明らかである。

(3)　少年法６１条の精神は，憲法１３条から導かれるものであり，少年の個人としての尊厳及び幸福追求権は，少年が死亡した後といえども全て失われるものではない。

さらに，少年が死亡した場合には，少年に弁明の機会も与えられていないことも多く，少年が死亡した場合に実名報道が許されるとなれば，弁明の機会なしに社会的懲罰を受ける結果となる。

(4)　なお，成人に近い年齢の少年の事件だから実名報道するとの見解がある。この見解は，少年法２条が定める「少年」の定義を，マスコミが独自の判断で変えようとするものであって，首肯しがたい。

## ６．被害者の権利の視点ないし被害者が実名・顔写真報道されていることとの均衡から少年も実名報道すべきであるとの見解について

(1)　被害者に対する情報の開示とマス・メディアの一般読者，一般視聴者への実名・顔写真報道とは区別して論ずるべきである。

被害者は，事件の当事者であり，自ら直接利害関係を有するものであるから，加害少年に関する氏名・顔写真の開示を受けることがあることに異論はない（少年法５条の２）。

被害者には，一般読者，一般視聴者とは異なる情報を提供し，事件の当事者として対応できる機会を保障すべきである。しかし，被害者といえども，知った少年の氏名や顔写真を一般に公表する権利までは認められない。

(2)　事件関係者の名誉・プライバシーを保護する必要性は，犯罪の被害者（およびその家族）についても同様である。とくに事件の被害者が子どもであ

る場合には，その必要性が高まる。

(3)　今日，被害者が子どもである場合でも，その実名と顔写真がマス・メディアで繰り返し報道されている。さらには，被害者の少女の水着写真や私生活まで暴露する記事まで掲載されている。これによる被害者や遺族の精神的苦痛は想像にあまりある。名誉・プライバシー保護の理念は，被害者についても，いや被害者についてこそ尊重されるべきである。

(4)　当連合会は，２００６年１２月８日に「福岡県筑前町の中学生いじめ自殺事件の実名報道に対する会長談話」を発表し，「報道の自由は，公共性，公益性のある事項について，市民の知る権利に奉仕するためのものであり，尊重されなければならないが，他方で，被害者とその遺族の名誉やプライバシーが尊重されなければならず，実名の報道をなすべき社会的利益の有無についての判断は特に慎重に行われるべきである」旨指摘するとともに，「この機会に，重ねて，マス・メディア全体に対し，報道倫理の確立とこうした人権に対する配慮の著しく欠けた報道がくりかえされないための制度的な工夫を講ずることを強く要望する」旨指摘した。

(5)　これまでの刑事司法，少年司法手続において被害者の権利が軽視されてきたことは否めない。

当連合会は，２０００年３月に「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定」をまとめ，捜査段階から被害者へ情報を提供すること，捜査段階から被害者に意見表明の機会を与え，その意見の記録化を捜査機関に義務づけること，さらに，少年が被害の実情に正面から向き合い反省を深めるために，事案によっては，十分慎重な準備を経て被害者と少年が直接対話する協議制度を導入すべきであることなどの具体的提言を行っている。

犯罪被害者の権利回復，救済，支援は，緊急かつ重大な課題である。被害者への心理的支援，「国選被害者弁護人制度」を含む法的支援，犯罪被害者給付金支給法の抜本的改正を含む経済的支援など，総合的支援システムの改革が急がれる。このことは，少年法６１条とは全く別の課題である。

以上